

# 山口メセナ倶楽部

## 支援事業助成金交付・顕彰要綱

### 山口メセナ倶楽部 事務局

〒753-0086 山口市中市町1-10  
山口商工会議所内  
TEL: (083)925-2300 FAX: (083)921-1555

#### (趣 旨)

第1条 この要綱は、新しい固有の文化を創造していくような個人や団体の活動を支援して地域文化の向上を図り、環境にやさしい住みたくなる都市づくりに貢献するため、山口メセナ倶楽部（以下「倶楽部」という。）が行う民間の地域文化活動に係る助成・顕彰について必要な事項を定めるものとする。

#### (助成の対象者等)

第2条 助成の対象となるものは、原則として山口市で活動する民間団体及び個人（以下「団体等」という。）とする。

#### (助成の対象事業等)

第3条 助成の対象となる事業は、新しい固有の文化を創造していくような地域文化活動及び事業であって、原則として山口市に縁のある事業とする。継続的事業、単独事業の如何は問わないが、次の各号に掲げる事業は原則として助成の対象としないものとする。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 宗教的、政治的、商業的な宣伝意図があると認められる事業

(3) 国・県・市などから補助金が交付される事業

2 倶楽部は、予算の範囲内において事業の2分の1以内の金額、もしくは全額を助成するものとする。特別の場合はこれを超えることが出来る。ただし、次の各号に掲げる経費は助成の対象としない。

(1) 恒常的な人件費、運営費又は懇親会費その他当該事業の実施に係る直接的経費と認められない経費及び有料頒布のプログラム・図録の印刷費

(2) 土地、建物、設備などの取得、整備に要する経費

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする団体等(以下「申請者」という。)は、支援事業助成金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、事業収支予算、団体(個人)概要(別記第2号様式)を添えて会長に提出しなければならない。

(募集方法)

第5条 募集は公募とし、随時事務局で受けつける。

(助成金の交付決定)

第6条 会長は、原則として年4回(6月、9月、12月、3月)審査委員会を招集し、審査委員会の審査を経て、当該申請に係る事業につき助成金の交付が適当であると認めるときは、理事会の議決を経て交付の決定をし、その旨を申請者に通知するものとする。

(顕彰)

第7条 申請のあった当該事業のうち、年間を通じて顕著な功績のあった事業については山口メセナ大賞(読売新聞西部本社制定)を贈るものとする。この大賞は審査委員会の選考を経て、会長が受賞対象者に通知するものとする。

(計画の変更)

第8条 助成金の交付の決定通知を受けた申請者は、事業の計画を変更しようとするときは、あらかじめ支援事業計画変更承認申請書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 事業変更計画書(別記第4号様式)

(2) 事業変更収支予算書(別記第5号様式)

2 会長は、前項の場合において、助成金の交付決定額を変更する必要があると認めるときは、審査委員会及び理事会の審議を経てその金額を変更して交付の決定をすることができる。

(事業完了の届出)

第9条 助成対象者は、事業が完了したときは、完了の日から30日以内に、支援事業実績報告書(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(別記第7号様式)

(2) 事業収支精算書(別記第8号様式)

(助成金の確定、交付)

第10条 会長は、支援事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、助成金の額を決定し、その旨を書面により助成対象者に通知するものとする。

2 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、支援事業助成金精算払請求書(別記第9号様式)を会長に提出しなければならない。

3 会長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、助成金の交付の決定額の範囲内で概算払により助成金を交付することができる。

(調査)

第11条 会長は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成対象者に対し報告を求め、又は倶楽部の職員をして帳簿書類等を調査させ、もしくは関係者に対し質問させることができる。

(関係書類の整備)

第12条 助成対象者は、当該事業に係る収支について、一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかななければならない。

(助成金の交付決定の取り消し等)

第13条 会長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の実施方法が不相当であると認められたとき。

(3) 支出額が予算額に比して減少したとき。

(4) 収入額が予算額に比して増加したとき。

2 会長は、前項の規定により、助成金の交付を取り消した場合において、当該取り消し部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成対象者に対して期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 会長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、助成対象者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成について必要な事項は、会長が別に定める。

(要綱の解釈、適用)

第15条 この要綱の解釈、適用にあたっては、民間団体である倶楽部の設立目的、性格を考慮し硬直的でなく、弾力的に運用しなければならない。

付則

この要綱は、平成6年6月3日から施行するものとする。

付則

第4条（助成金の交付申請）、第8条（計画の変更）、第9条（事業完了の届出）、第10条（助成金の確定、交付）の改正の規定は平成7年10月3日から施行するものとする。

付則

第2条（助成の対象者等）、第3条（助成の対象事業等）の改正の規定は平成14年6月14日から施行するものとする。